

## 公立大学法人静岡文化芸術大学役員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学定款（以下「定款」という。）第13条に規定する役員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 役員会は、定款第16条に掲げる事項について審議する。

2 定款第16条第1項第6号に定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人及び法人が設置する静岡文化芸術大学（以下「大学」という。）の管理及び運営に関する基本方針
- (2) 年度別事業計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 学生納付金の金額の設定及び改定
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 教員研究費の配分の基本方針
- (7) 他大学及び研究機関との交流又は提携に関する基本方針
- (8) 学則等の重要な諸規定の制定及び改廃
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要と認めるもの

### (招集)

第3条 役員会は、定款第14条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、役員会を招集するときは、開催の3日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を書面により副理事長、理事及び監事に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

### (議長)

第4条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 理事長が欠席の場合は、定款第9条第3項の規定により、副理事長が議長となる。

3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

### (議案)

第5条 役員会への議案の提出は、議長が行う。

(発言)

第6条 発言は、すべて、議長の許可を得てしなければならない。

(採決)

第7条 議案について採決をする場合には、口頭又は無記名投票の方法により、議長がこれを定める。

2 口頭による採決は、付議事項について異議の有無を問う方法によることができる。

(役員以外の者の出席)

第8条 議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて役員以外の者を出席させることができる。

(傍聴)

第9条 役員会の会議は公開しない。ただし、議長が相当と認めた場合は、傍聴を許可することができる。

2 傍聴人は発言することができない。

(議事録)

第10条 議長は、役員会を開催したときは、日時、場所、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した役員のうちから議長が指名した者2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(事務)

第11条 役員会に関する事務は、法人事務局総務室において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。